

北海道津別高等学校 いじめ防止基本方針

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第十三条により、北海道津別高等学校のすべての生徒が相互に認め合い、支えあって、健やかに成長できる環境をつくるとともに、生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの問題防止を目的に策定しました。

1. いじめの定義

いじめとは、「当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行なう心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」です。そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行なうことなく、いじめられた生徒の立場にたって行なうものです。

2. いじめ防止の基本姿勢

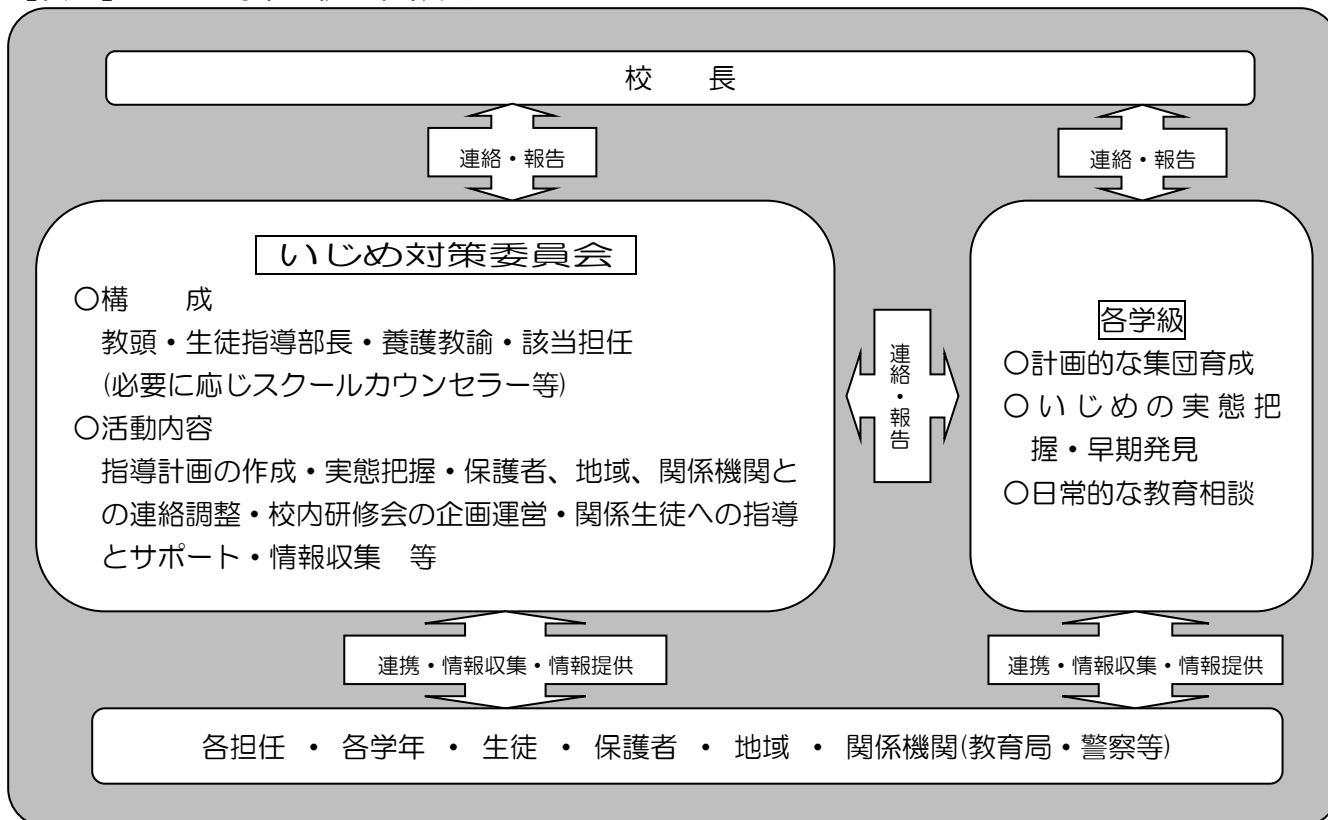
いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有します。また、いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示します。更に、自助機能が働き、いじめが発生しない信頼関係に基づく望ましい集団づくりを目指して全ての教育活動を行ないます。

- 「生徒の心が満たされていれば いじめ はなくなる」
- 「いじめ は最も悪質な非行、いじめる生徒側に問題がある」
- 「被害者が いじめ と感じる行為は いじめ である」

3. いじめ対策の校内組織の設置

教頭、生徒指導部長、該当担任、養護教諭からなる、いじめ防止等の対策のための校内組織（いじめ対策委員会）を設置します。ただし小規模校である本校の実態から、基本的には全職員ですべての事案に対応します。

【表 1】いじめ対策の校内組織図



4. いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

【表2】いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

I 学校全体の取組

		生徒に直接かかわる取組	保護者・地域との連携と教職員の取組	
未然防止		1) いじめ防止のための啓発活動 2) 生徒間の信頼関係構築のための集団体験的活動（行事・総合学習・HR活動等） 3) サポート委員会による生徒個々のフォロー 4) あらゆる場面での道徳教育（人権教育・性教育・マナー指導・「情報」等の教科によるモラル教育等） 5) ボランティア活動への積極的な参加（校外清掃、ボランティア局の活動等）	1) 家庭教育への協力と支援、助言 2) 地域社会教育への協力と支援 3) 携帯電話・インターネット・ゲーム等の使用についての家庭でのルール作りの依頼 4) 地域ボランティア活動への参加 5) カウセリングスキルの向上やいじめ対応に係る校内研修 6) 学校と家庭相互の情報交換 7) 学校だよりやホームページ等での取組の紹介と協力要請	
早期発見		1) いじめアンケートの実施（年2回） 2) フリートーク（教員との面談）の活用（年2回） 3) 相談窓口の設定と紹介 4) 日常的な生徒の態様観察と情報共有	1) 日常的な子どもとの会話 2) 服装の汚れや乱れ、ケガの確認 3) 持ち物の紛失や増加の確認 4) 教員以外の職員と地域からの情報収集	
早期対応	暴力を伴ういじめ	いじめられた側	1) 迅速な初期対応と安全の確保 2) 本人及び周囲からの聞き取りによる、身体的精神的被害の把握 3) 校内巡視など被害の拡大等を抑制する体制づくりと仲間づくりの支援 4) いじめの原因や背景の調査による、肉体的、心的ストレスの緩和と解決	1) 子どもを守る姿勢と、話を傾聴し、事実や心情の把握を行なう 2) 問題解決に向けた学校方針策定への参加、理解、協力 3) 子どもに安心感を与える言葉がけ
		いじめた側	1) いじめ等は許さないという毅然とした対応 2) 原因や背景の調査による実態把握と解決 3) 指導の観点を明確にした特別な指導の実施 4) 関係機関（警察、児童相談所等）との連携	1) いじめられた生徒を守る対応への理解 2) 事実の冷静な確認と子どもへの教育的配慮 3) 被害生徒・保護者への対応（謝罪・相互理解）
	暴力を伴わないいじめ	いじめられた側	1) 本人と周囲からの聞き取りによる、精神的被害の把握と物的被害の確認 2) 生徒への共感と、いじめから守る約束 3) 巡視など、被害の拡大・継続を抑える体制づくりと仲間づくりの支援 4) いじめの原因や背景の調査による、心的ストレスの緩和と根本的解決	1) 子どもを守る強い姿勢を見せ、話を傾聴し事実や心情の把握を行なう 2) 問題解決に向けた学校方針策定への参加、理解、協力 3) 子どもに安心感を与える言葉がけ
		いじめた側	1) いじめは許されないという毅然とした対応 2) いじめの原因や背景の調査による実態把握と根本的解決 3) 他を思いやる正しい人間関係についての指導 4) 関係機関（カウンセラー等）との連携	1) いじめられた生徒を守る対応への理解 2) 事実の冷静な確認と子どもへの教育的配慮 3) 被害生徒・保護者への対応（謝罪・相互理解）
	直接関係がない生徒	1) 傍観はいじめに加担するのと同じであり、いじめられた生徒の苦しみの理解を促す 2) 強い意志を持っていじめを大人に通告する大切さの指導 3) いじめられた生徒、いじめた生徒両者への理解と信頼関係修復への協力	1) いじめに気付いた場合、傍観者とならず学校や保護者へ通告するように指導 2) 加害側や傍観者にならない強い意志を育成	

II 家庭や地域・関係機関との連携

各家庭（PTA等）との連携	1) 子どもに関心をもち、精神的な不安定感に気付くことのできる家庭づくり 2) 子どもの努力を評価し認めて、褒めること、いけない時にははっきりと叱れる家庭づくり 3) 子どもの進路実現のための協力と支援、生徒が安心して過ごせる家庭づくり 4) 学校との連携と信頼関係づくり
地域との連携	1) 生徒への積極的な声かけとあいさつ 2) 地域や就労先で困っている生徒への積極的な声かけと学校（保護者）への連絡 3) 就労企業における社会対応能力の育成と社会性の涵養
関係機関との連携	1) オホーツク教育局高等学校指導班との連携（関係生徒への支援・指導、保護者への対応等） 2) 津別駐在所および美幌警察署生活安全課との連携（犯罪等の違法行為がある場合等） 3) 福祉関係機関との連携（家庭での養育に関する指導・助言、生徒の生活環境の状況把握等）

5. 教育委員会や関係機関等との連携

- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、いじめ問題等解決支援外部専門家チームの支援を仰ぐ等、その後の調査の仕方などの対応を相談します。また、生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とします。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処します。また生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。

6. 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供します。

7. 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた生徒の保護を第一に、いじめを行った生徒に対して適切に懲戒を加えることがあります。その際は教育的観点に配慮し、自らの行為に対する理解を促しながら健全な人間関係を育むことができるように指導していきます。

8. 学校評価の実施

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、その結果を公表します。